

(別添)

鳥取県空山無線中継所外高所カメラ設置委託業務仕様書

1 業務の名称

鳥取県空山無線中継所外高所カメラ設置業務仕様書（以下「本業務」という。）

2 目的

本業務では、空山及び孝霊山無線中継所の鉄塔2か所に、高所カメラを設置する。災害発生状況を迅速に当該カメラの広角画像で認識でき、さらに、光学ズーム機能により詳細な災害状況も確認できることが目的である。

3 業務期間

契約締結日から令和7年1月31日（金）まで

4 納品物及び納品場所

(1) 納品物

空山及び孝霊山無線中継所の鉄塔2か所に、それぞれ高所カメラ2台を設置する。当該カメラで、360度の風景画像を閲覧可能とする。

なお、鳥取及び米子市内方面は光学ズーム30倍機能で、各山側方面は20倍で、詳細な風景の閲覧も可能とする。

ア 空山無線中継所

内容	名称・形状・参考品番・寸法等	数量
監視カメラ	WV-S66300-Z3LN 屋外、IP66、耐風40m/s ドームカバー親水コート対応 200万画素 光学ズーム30倍 水平画角：2.4° (TELE)～65° (WIDE)以上 垂直画角：1.4° (TELE)～39° (WIDE)以上 水平回転：360° 100BASE-TX, RJ-45 WV-S65340-Z2N 屋外、IP66、耐風40m/s ドームカバー親水コート対応 200万画素 光学ズーム20倍 水平画角：3.7° (TELE)～77° (WIDE)以上 垂直画角：2.2° (TELE)～44° (WIDE)以上 水平回転：0～350° 100BASE-TX, RJ-45	各1台
カメラ取付金具	WV-QSR506-W、WV-QSR504-W WV-QWL501WUX WV-QCN500WUX	1個 2個

SW-HUB	PN260496 PoE++、4ポート以上	1個
UPS（支給品）	OMRON BY35S 350VA/210W	1台
2アウトレット小型リプター	RPC-M2CS	1個
LAN用SPD	LAN-Cat5e-P+II R	1個
キャビネット	THD30-565 W500×L650×D300 鋼板製、塗装	1面
屋外用LANケーブル	Cat5e 100BASE-TX, RJ-45	40m
電源ケーブル	EM-EEF2.0-3C ケーブルラック、管内	12m
VE28		2m
露出コンセント	2P15A, E×2, ET 既存分電盤予備回路から分岐 キャビネット内に新設 WK3005	1個
外壁貫通パテ		1式
試験調整		1式

イ 孝霊山無線中継所

内容	名称・形状・参考品番・寸法等	数量
監視カメラ	WV-S66300-Z3LN 屋外、IP66、耐風40m/s ドームカバー親水コート対応 200万画素 光学ズーム30倍 水平画角：2.4°（TELE）～65°（WIDE）以上 垂直画角：1.4°（TELE）～39°（WIDE）以上 水平回転：360° 100BASE-TX, RJ-45	各1台
	WV-S65340-Z2N 屋外、IP66、耐風40m/s ドームカバー親水コート対応 200万画素 光学ズーム20倍 水平画角：3.7°（TELE）～77°（WIDE）以上 垂直画角：2.2°（TELE）～44°（WIDE）以上 水平回転：0～350° 100BASE-TX, RJ-45	
カメラ取付金具	WV-QSR506-W、WV-QSR504-W	1個
	WV-QWL501WUX	2個
	WV-QCN500WUX	

SW-HUB	PN260496 PoE++、4ポート以上	1個
UPS（既設品）	既設防災情報ポータルサイト用UPSに電源接続	1台
2アウトレット小型リブター	RPC-M2CS	1個
LAN用SPD	LAN-Cat5e-P+ IIR	1個
キャビネット	THD21-565 W500×L650×D210 鋼板製、塗装	1面
屋外用LANケーブル	Cat5e 100BASE-TX, RJ-45	50m
埋込コンセント （金属プレート付）	2P15A, E×2, ET	1個
外壁貫通パテ		1式
試験調整		1式

※UPSは、発注者の支給品を取り付けること。

(2) 納品場所

ア 空山無線中継所

鳥取市久末594

イ 孝霊山無線中継所

西伯郡大山町長田1052-63

(3) 業務責任者

受注者は、本業務実施前に作業従事者のうち、技術者1名を業務責任者として選任し、発注者に通知すること。

(4) 作業日時、方法

受注者は、本業務の実施にあたっては、事故のないよう細心の注意を払い、作業日時、作業方法等を発注者と十分協議の上、施設運営等に支障を生じないようにすること。

(5) 提出書類

名称	部数	提出時期
業務責任者選任通知	2部	契約締結後速やかに
業務計画書（工程表、改修手順書）	2部	契約締結後速やかに
納入仕様書	2部	機器発注の7日前までに
改修図	2部	施工の7日前までに
業務報告書	2部	業務終了後7日以内に
試験計画書	2部	試験調整の7日前までに
試験結果報告書	2部	試験調整完了後7日以内に
業務完了報告書	1部	業務完了後14日以内に
保証書	1部	引渡し時に
その他、発注者が指示するもの		

5 本業務の範囲

本業務で、空山無線中継所及び孝霊山無線中継所の鉄塔2か所に、高所カメラを設置する（別図1，2，3，4参照）。

別途調達している「鳥取県防災情報ポータルサイトインターネット接続用回線及び接続サービス調達業務」（委託業者：株式会社エネコム）のインターネット回線（孝霊山：エネコム、空山：フレッツ光）を利用して県庁へ画像データを送信し、「鳥取県防災情報ポータルサイト構築・運用保守業務契約書」（委託業者：株式会社アピオン）の業務により県庁からカメラ画像を視聴できることとする。

なお、本業務は、上記別途委託業者と連携が必要となることから、各委託業者と調整の上で実施すること。

カメラの取付け位置の決定に際して、鉄塔にカメラを仮設置し、発注者に画像データの確認を依頼し承諾を得た上で、カメラを本設置すること。

6 その他

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 資料提供

受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。

(3) 追完請求権

ア 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が本仕様書で定める内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができ、受注者は、当該追完を行うものとする。

イ 発注者は、当該契約不適合（受注者の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、受注者に対して損害賠償を請求することができる。

(4) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、本仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

(5) 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、発注者が本契約に基づき支払った契約料金の合計額を上限として、その損害を賠償しなければならない。

(6) 守秘事項等

ア 本業務の履行に当たって知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。

イ 本項の規定について、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(7) 作業場所の特定

受注者は、本業務の履行に当たり、作業場所（住所、事業所名等）を特定するものとし、

受注者は、発注者に無断で当該作業場所以外での作業を行ってはならない。

(8) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して、本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(9) 完了報告書の提出

受注者は、委託業務を完了したときは、完了後 14 日以内または令和 7 年 1 月 31 日のいずれか早い日までに設置・設定完了報告書等を提出するものとし、発注者は、完了報告書を受領後 10 日以内に、検査を行うものとする。

(10) 任意解除

ア 発注者は、(11) 又は (12) の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

イ 発注者は、アの規定により契約を解除する場合、契約解除の 1 ヶ月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(11) 催告による解除

ア 発注者は、受注者が次の (ア) から (エ) までのいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(ア) 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。

(イ) 業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

(ウ) 正当な理由なく、(3) の履行の追完がなされないとき。

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

イ 受注者は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(12) 催告によらない解除

ア 発注者は、受注者が次の (ア) から (ク) までのいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(ア) 本業務の履行不能が明らかであるとき。

(イ) 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(ウ) 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(エ) 令和 7 年 1 月 31 日の開始までに受注者が成果物を納入しないでその時期を経過したとき。

(オ) (ア) から (エ) までに掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が(11)の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(カ) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条に違反する行為又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条に規定する行為をしたと認められるとき。

(キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(ク) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金融、物品その他財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

g 暴力団若しくは暴力団員であること又はaからfまでに掲げる行為を行うものであることを知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

イ 受注者は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(13) 解除の制限

(11) のアの（ア）から（エ）まで及び（12）のアの（ア）から（オ）までの規定に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、（11）及び（12）の規定による契約の解除をすることができない。

(14) 第三者への委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、第三者への委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

（ア）第三者への委託の契約金額が本業務の契約金額の50パーセントを超える場合

（イ）第三者へ委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

(15) 機密情報の取扱い

ア 受注者及び受注者の使用人並びに（14）の承認を得て第三者への委託する場合の当該受託者及びそれらの使用人（以下「受注者等」という。）は、本業務の履行に関して知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏洩してはならない。

イ アの規定にかかわらず、次に掲げる情報については、特に定めがない限り、機密情報として扱わないものとする。

（ア）正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報で、情報の開示について当該第三者の書面による承諾を得た情報

（イ）受注者が機密情報を利用することなく独自に開発した情報

（ウ）公知のもの、又は発注者若しくは第三者から得た後、受注者の責によらないで公知となった情報

ウ 受注者は、受注者等がア又はイの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

エ アからウまでの規定は、本契約の満了又は解除等契約終了事由の如何を問わず、本契約終了後もその効力を有する。

オ 機密情報の提供、返却等の授受については、(2)の規定を準用する。

(16) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(17) 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停（発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条第1項に規定する場合には、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(18) その他

ア 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

イ 契約書の作成に当たり、6のその他の一般事項を契約書に記載した場合は、当該一般事項を本仕様書から削除する場合がある。

ウ 6のその他の一般事項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該一般事項の趣旨を変えないで用語を変更する場合がある。